

官民競争入札等監理委員会  
公共サービス改革小委員会  
第5回議事録

内閣府官民競争入札等監理委員会事務局

第5回 官民競争入札等監理委員会  
公共サービス改革小委員会 議事次第

日 時：平成18年11月14日（火） 9:45～10:30

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

1. 開 会

2. 議 題

(1) 各省ヒアリング

・国土交通省

(2) その他

3. 閉 会

< 出席者 >

( 委員 )

落合委員長、齊藤委員長代理、小幡委員、樫谷委員、小林委員、本田委員、吉野委員

( 国土交通省 )

小山亮一大臣官房審議官（都市・地域整備局担当）、小川陽一都市・地域  
整備局公園緑地課長、近江典男公園企画官、町田誠公園・緑化事業調整官

( 事務局 )

福下官民競争入札等監理委員会事務局長、櫻井参事官、熊埜御堂参事官、  
野島参事官、堀内企画官

落合委員長 それでは、第5回「公共サービス改革小委員会」を始めさせていただきます。今回は、国土交通省からのヒアリングです。

まず、国土交通省から伺う前に、これまでの議論のポイントにつきまして、事務局の方から説明をお願いいたします。

事務局 事務局から御説明申し上げます。

お手元に横向きの資料1 - があるかと思えます。3ページをお願いいたします。論点について、順を追って説明させていただきたいと思えます。

まず「国営公園の維持管理業務について官民競争入札等を実施することの可否」ということで、論点を挙げさせていただいております。

最初は、「(1)イ号公園(広域の見地から設置するもの)」でございます。

最初の のところでございますが、総論として、国土交通省では、19年度から公募手続を導入するというところでやっております。

これに対する「検討の方向性」でございますが、法に基づく民間競争入札の導入について、期限を設けて検討すべきではないかという問題提起をさせていただいております。

次の でございますが、質の維持、向上の観点でございます。

国土交通省では、利用者サービス、品位の低下を招かないよう、受託者が備えるべき条件を検討して、まず公募を実施いたします。そして、要件を満たす応募者があった場合には、企画競争に移行いたしまして、技術提案書を提出させ、創意工夫の内容を競争させることによりまして、受託者を選定するとされております。

これに対しまして、受託者に対する強力な監督権限が公共サービス改革法では認められておりますので、これを前提に最低限の入札参加資格の下で法に基づく民間競争入札を実施すべきではないかという問題提起をさせていただいております。

4ページです。イ号公園の続きでございます。

1つ目の は、価格競争の導入に関する点でございます。

国土交通省では、要求水準については、定性的な内容は明記されておりますが、すべてを数値基準として示すことは、現段階では困難であるとされております。

このため、まず企画競争を実施しまして、その際には、評価基準の中にコスト縮減に係る項目も設定するとされております。

これに対しまして、民間競争入札の実施に障害となっている事由を抽出し、実施を可能とする方法について早期に検討すべきではないかという問題提起をさせていただいております。

2つ目の でございますが、管理体制の経緯と現況についてでございます。

国土交通省では、国自らの組織には専任の定員を置かず、その代替として、維持管理を一括して実施する専門的な機関である(財)公園緑地管理財団に維持管理業務を委託しております。現在に至っております。

これに対して、今後、公募によりまして受託者が選定されるということを踏まえまして、

受託者がだれであっても適切な管理・監督が行われるよう、発注者と受託者の業務分担の整理や外部委託の活用等について検討し、体制を整備すべきではないかという問題提起をさせていただきます。

5 ページ「(2) 口号公園(国家的な記念事業等として設置するもの)について」でございます。

ここでは、口号公園の特殊性について書かせていただいております。行幸啓でありますとか、文化的資産の保存に関わる業務といたしますのは、財団と関係機関の信頼関係に基づいて行われておまして、口号公園は、より慎重な対応が必要であるとされております。

これに対しまして、受託者に対する要求事項の検討などを行いまして、民間事業者への委託を可能とする方策を検討すべきではないかという問題提起をさせていただきます。

6 ページ「(3) 広域防災公園について」でございます。

これは、イ号公園の一類型でございますが、整備の現況といたしまして、平成 16 年度から東京湾の有明地区におきまして整備工事に着手されております。全面開園につきましては、数年後という見通しになっております。

これに対しまして、既存の公園におきましては、維持管理体制についてその経緯があるわけでございますが、今後、供用される国営公園については、民間競争入札の実施を前提に検討すべきではないかという問題提起をさせていただきます。

最後 7 ページをお願いいたします。論点 といまして「国営公園において受託者が行うことができる業務内容の拡大の必要性」ということを挙げさせていただきます。

ここでは、指定管理者が地方公共団体が管理する公園において行使することができる権限との整合性ということで論点を挙げさせていただきます。

地方公共団体におきましては、条例に規定を設けることによりまして「行為の許可」について、指定管理者が行使し得ることになっております。

これに対しまして、国土交通省の御意見ですが、国営公園における「行為の許可」は、申請主体、申請内容が多様かつ広範囲にわたることから、公平で中立な立場から公権力を行使する必要があるということで、引き続き公園管理者が権限を行使すべきであるとされております。

これに対しまして、現在でも受託者が国の職員の補助を行っておりますので、民間事業者の受託業務に含めることは十分に可能ではないかという問題提起をさせていただきます。

事務局からの説明は、以上でございます。

落合委員長 それでは、国土交通省の小山審議官の方から補足の御説明があるということですので、お願いしたいと思います。ポイントを絞りまして、5 分をお願いいたします。

小山審議官 国土交通省の小山でございます。本日は、このような機会を与えていただきまして、ありがとうございました。

早速ですが、資料 1 - の 1 枚紙をベースに簡単な御説明をさせていただきます。

まず「１．国営公園維持管理業務の特殊性」でございます。

(１)にございますように、特に口号公園につきましては、閣議決定を経て事業化されている、あるいは国の特別史跡の保存・活用とか、宮内庁の皇室財産を借り受けた展示を行っているということがございまして、行幸啓あるいはそれに伴う警察、宮内庁等との調整の中で、信頼性あるいはそういう事務に精通した対応が求められていることがございます。

(２)は、イ号、口号共通でございますけれども、多くの公園が整備の途上にあるということで、一方で工事を行いながら管理業務を行うということでございます。管理業務を行う中で、工事関連情報の一部がもたらされることによりまして、民間事業者が受託した場合に、関連の建設業者等へ情報が漏れるおそれがあるということです。そういうこととなりますと、工事発注に係る公平性の確保の面で、逆に競争性が阻害される可能性もあるということでございます。

「２．随意契約適正化への取組み」でございます。

こちらにつきましては、関係省庁の連絡会議での随意契約の見直しの作業の中で、口号については「引き続き随意契約」、イ号については「公募手続を導入」することを、以下の理由によって決めております。

は、国の行政組織の簡素化等の観点から、当初から自らの組織の中で管理に係る専任の定員を置かないで、代替措置として公園緑地管理財団等が設置されてきたということ。

は、先ほど御説明したような形で、行幸啓への対応、あるいは文化的資産の保存等、国の責務として実施すべき性格が特に強いということでございます。

このような観点から、国土交通省では、平成 19 年度の公募手続の導入に向けまして、受託者が備えるべき要件等を現在、検討して準備を進めているところでございます。

「３．競争入札等の導入に向けた基本的考え方」でございます。

こういう国自らの管理体制がない中で、実際に民間事業者にやっていただくことによって、公園管理にどういう影響が出るか。利用者サービスが混乱したりしないか、あるいは工事情報の漏えいの懸念がないかどうかという点について、19 年度の公募によって、その中ではコスト縮減を含む技術提案等も行われるわけでございますけれども、その結果を検証して、問題がないことが確認できた段階で「企画競争」あるいは「総合評価方式による一般競争入札」へと移行していくことを考えたいと思っております。

「４．公権力の行使について」でございます。

この許認可の事務の中には、設置管理の許可、占用許可、行為の許可、監督処分等ございますけれども、特に広域にわたる国営公園の管理につきましては、特定の者に偏しない公平中立な立場が必要です。また、国営公園の設置目的を踏まえた高度な判断の下でそういう権力を行使していただく必要があるということで、引き続き国の事務として実施すべきであると考えております。

落合委員長 ありがとうございます。

それでは、各委員の方から御質問、御意見をお願いいたします。いかがでしょうか。  
斉藤委員長代理、どうぞ。

斉藤委員長代理　口号公園については、いろいろ特殊なところがあると思います。

イ号公園について、こういうステップを踏まれる、つまり公共サービス改革法の適用に直接行かないで、セカンドステップで行かれるというときの一つの理由として、今、事務局から説明がありましたけれども、価格等々の数値の基準等々が整備されていないんだ、あるいは難しいんだと。だからこそ、民間開放という一つの機会をとらえて、管理体制そのものを合理化する、数値化するという大きなチャンスではないかと思うんです。これはそうでないから公募方式でやるんだということをやっていると、物事というのは、前へ進まないと思うんです。

せっかく多くの国民が、公共サービス改革法というものを求めて、国会を通したものでありますから、それに応じて、この数値管理ができていないのであれば、逆に言うと私は非常に疑問があるんです。財団法人公園緑地管理財団がどのぐらい効率的な業務をやっているかというモニターもできていないのではないかと思うんです。

公共サービス改革法では、皆さんはモニターをする、あるいは守秘義務を課して罰則規定もある。公権力ですら、民間開放のプロセスとしては認められているわけです。それはなぜならば、皆様方が最終的には責任も権限をお持ちの制度ですから、民営化するということではないわけです。

イ号については、むしろ前向きに、このチャンスをとらえて自分のところの数値管理を設立する、準備するというところで、一気に進むということではできないんですか。

小山審議官　まず、公園管理ということで、公園の施設そのものについては、いろいろ緑の確保ということで、安全上の問題もございまして、防災上の問題もございまして。そういう公物管理全般の民間事業者への委託ということになりますので、より慎重に考えていきたいと思っております。

そういう中で今、斉藤委員長代理がおっしゃったような形で、例えばどういう民間事業者に参加していただくか。その際に、いろいろ仕様書とか水準の目標とか、それもできれば、数値によって客観的に判断できるような形にすることが方向として必要ではないかということについては、十分に理解するところでもあります。

そういう形の方向に動くに当たって、先ほども申し上げましたような公物管理という点で、より安全サイドで考えていきたいということをお考えですと、まず公募によって手を挙げていただいて、その中で、先ほども申し上げましたような公園の管理への影響とか、サービスの混乱とか、あるいは情報漏えいとかがないようにやっていくということで道筋を付けた上で、次の段階として検討していくということになろうかと考えております。

落合委員長　小幡委員、どうぞ。

小幡委員　今、安全というか、公権力の行使のようなものがネックになっていらっしゃるという御発言がございましたが、これはPFIのとき、指定管理者のとき、と、常にこ

の都市公園法との条文の重なり合いというのが今までも問題になってきていたわけです。

P F I のときは、契約なのでできないということで、法律上の行為以外の事実上の管理しかできない。

指定管理者のときは、これは契約ではないので微妙だと思いますが、公物管理法がある部分は、やはり指定管理者でもできないという御見解のようですが、そうすると自治体の場合には行為の許可の規定はないので、そこだけは自由になるという、そこが違うことになります。

今度、この公共サービス改革法は、実は特定公共サービスということになると、法律上の公権力の行使、行政庁がやっていたというものについても、法律で書けば、特例として民間受託者でも行えるというスキームまで用意した法律です。

そうすると、今まで、指定管理者はそもそも微妙ですが、少なくとも P F I で議論していたことと今回は違うと思うのです。特に、公園のようなものは、やはり国民の目から見ると、それほど権力的な契機は強くないので、例えば本当は行為の許可については、当然処置すべきだと思いますが、本来は占用許可であっても、いちいち行政庁に上げるというのは非常に煩雑になるような気がいたします。

そういうことも含めて、いかに効率的に管理して公園を利用してもらうかという観点がないと、結局縛られてしまいますので、民間も自由な発想ができないと思うのです。

ですから、せっかくこの公共サービス改革法ができたのですから、国民が都市公園についてどういう思いを持っているかということを含めて考えていただきたい。勿論、必要最小限のことは守りたいというお気持ちはわかりますけれども、それは契約でさまざまな定め方を工夫することによって、民間の活用が可能なようなスキームが法律でできたわけですから、どこまで特定公共サービスでできるかということを含めて、占用許可の辺りですね、ご検討いただきたいと思います。

5条のところは、恐らく民間受託者が、公園管理者類似の者に当たるということになる、公園管理者以外の者に当たらないことになると思うのです。

一番大きいのは6条、それから12条の辺りをもう一度お考えいただきたいと思います。いろいろなサービスがありますが、やはり公園については民間がやる意義が大きいのではないかと思うのです。後の責任の問題とかそういうことはご心配かもしれませんが、それは全部公共サービス改革法の方で考えている仕組みになっているのですから、思い切って民に出すという選択をどうぞお考えいただきたいと思います。

小山審議官 今の公権力の行使の関係でございますけれども、当初、都市公園法の中で行為の制限については、条例で定めるという形の規定の仕方をしておりました。それが国営公園の制度ができたときに、その国営公園については広域的な問題とか、利害調整の問題とかいろいろございますので、行為の制限についても許可の対象とするということを法律で定めるとしたということでございます。

実際に、より自由な利用とか自由な発想とか、あるいは民間事業者のノウハウを生かす

という意味で、運用の面で許可の基準をできるだけ広くするとか、許可の運用を広くするとか、あるいは収益事業ができるだけできるようにするとか、そういう形の改善はしてきているところでございます。

ですから、そういう意味では、そういう形のノウハウを生かしたり、より自由に利用していただくことができるようにするという努力はしておるつもりでございます。やはり、あるものに対して許可をするというのは、逆にその他の人に対する利用が一定期間制限されるという面もございますので、そういう利害調整を図るという面においては、やはり公正中立な立場にある、国営公園であれば国がそれに対応するというのが原則であるかなと、この点については考えております。

小幡委員 原則はそういうことだから今までやっていらっしゃったと思うのです。

今度、この公共サービス改革法というものができて、変わってきたので、そうなった以上、これからは民間ができるようにするという選択が生まれるわけです。よい例かどうかはともかく、建築確認の指定確認検査機関であるとか、もう既に民間がやっている公権力の行使というものはたくさんあるわけです。

ですから、民間がやれば中立性が阻害されるということは別にないわけであって、それはさまざまな工夫で対処できるというシステムが、今回の公共サービス改革法でもできているわけです。そこの辺りは、この法律を見てもう一度検討していただきたいと思います。

落合委員長 要するに、パラダイムが相当程度変換している。公共サービス改革法ができたことによって、パラダイム変換がなされている中で、やはりそれを前提にして考えていくという方向が必要であろうと思います。

榎谷委員、どうぞ。

榎谷委員 資料1 - で御説明いただいた「2. 随意契約適正化への取組み」のところを見ていますと、ちょっと矛盾があるんじゃないかと思います。

何かといいますと、49年当時なのかちょっとわかりませんが、組織とか定員増の抑制ということで、こういう財団をつくったということになっているわけです。だから国土交通省には直接管理をする部分がない。

ただし、今回、公募によってそういう仕様書をつくります。つくって、今度は公募に、やがては「市場化テスト」ということだと思んですが、「市場化テスト」をしたときに、国土交通省にそういう部署を新たにつくるということをお考えになっているのか。また、別の会議の中で、定員がまた増えるのではないかとということも懸念されるんですが、それについては今、どのように整理をされているんですか。

小山審議官 最初、御指摘のありました、いずれは「市場化テスト」というところですが、そういう選択肢もございまして、一方、先ほどの公募、企画競争、あるいは総合評価による一般競争入札という道筋もございまして、それは今回、公募は企画競争をベースにしまして、その結果を見ながら考えていきたいということだろうと思います。

今の2番目の、では公募をした場合に、実際にどういう形で管理組織がないのにやっていくのかという点でございますけれども、そこにつきましては、非常に進めていく段階で難問だと思っております。

そうなりますと、例えば可能性としては、そのための管理監督のための組織をつくるというのもあり得ると思えますし、これもまだ可能性としてでございますけれども、監督をするに当たっては、現在の整備のための工事のための体制があるわけでございますが、そこで無理やりでもやるか、あるいはそれはとてもできないということが一般的に考えられますので、そうなれば管理についての監督補助のための委託なり何なりの考えるかというような選択肢があるのかなと考えております。

それについては、早急にどうするかということを考えなければいけないと思っております。

榎谷委員 本当に信じられないと言えば信じられないのですが、それは全く丸投げしていたと理解してよろしいんですか。それとも何かの管理をしていたのか。協会に丸投げしていて、今、国営公園が云々という話をされているんですけども、そういう管理財団の方に何かのお願いをするわけですね。何もお願いしないで、とにかくお願いしますということではないと思うんですが、だから、どのようなことで、仕様書といえども、文章がどうなっているかよくわかりませんが、何かこういうようにしてください、このレベルを保ってくださいとか、何らかのお願いをしているわけですね。それが仕様書といえば仕様書、要領といえば要領だと思うんですが、それすらないのですか。

町田公園・緑化事業調整官 まず公園緑地管理財団に国の方から業務を発注するときには、実施要領というもので示しております。実施要領の中身ですが、公園の管理というのは非常に多岐にわたりますので、町の中の小さい公園で、木を切って芝生を刈れば終わりというような管理ではございませんので、そこには利用者の安全の確保から、利用者の整理とか、ごみを拾うような一般的な公物の管理から、いろいろなものが入っていますので、それを定量的な数値基準でなかなか示せないところがあります。ですけれども、勿論できる限り定性的な数量、定量的な数字を示した上で、定性的にこういう状態を保ってくれ、植物はこうだ、ごみとか工作物、建築物、それから、利用者の管理については、こういうふうにやってくれというようなことで、実施要領を渡しています。ですから、求めているものがないのではなくて、求めているものがなかなか数値化しにくいところは、現実的にはございます。

でも、仮に、それがもしも数値化できているのであれば、先ほど言いましたように、実際に今回企画競争、総合評価方式というようなところに、方向としては流れていくわけですが、その中では非常にやりやすいんですけども、何せ数値化することが非常に難しいというようなことがございます。ですから、当然丸投げしているわけではなくて、設置の経緯からもありますけれども、国の組織はほとんど認められなくなっているような社会情勢になってから、事業がスタートしているということで、管理の多くの部分を財団に委ねているというのは勿論ありますけれども、国の方として、求める性能はこういうも

のですというようなことは、定性的にしっかりやっていますし、それがちゃんとできたかどうかということは、検査によって、きちっと確認しているような状況でございます。

落合委員長 もしそうだとすると、つまり、この資料1 - の3のところですね。国自らの管理・監督体制がないという意味は、結局、国が自ら公園の管理をやっていないという趣旨でしょう。今の町田調整官のお話を伺っていると、公園緑地管理財団にその公園の管理というものを委託する。そして委託されたことが、正確に、適切に実行されているかどうかを監督することはやっていますというお話でしたね。

だとすると、我々がここで一番関心があるのは、委託を出した場合に委託が適切に管理されるような体制というものがあるのかないのか。もし、これがないと、それをつくらなければいかぬという話になりますけれども、今のお話だとそこはあるということですから、そうだとすると、今後の話は、この財団に委託を出すか、それとも民間事業者に委託を出すかの比較ということになります。

そして、それぞれの受託者がやっていることについての的確な評価は、役所でできるということですから、公共サービス改革法の対象に公園管理、特にイ号の方はやっていけるのではないかなという感じを、今のやりとりを聞いていて思ったんですけども、それはそういうふうには考えられるのではないですか。

小川公園緑地課長 先ほどの御質問の補足も含めてですけども、今、説明の中で問題になっていますのは、実地の管理の部分です。これは公園緑地管理財団に委託をしてやっている。監督の業務は当然今も国でやっているわけです。特に、今、整備中の公園がほとんどですから、整備の人員が管理も言わば兼務的に見ながらやっている事務所がほとんどなんです。

今度、例えば企画競争ですとか、更には将来総合評価という、これはなかなか難しいんですが、点数化する作業、数値化するようなことを当てはめていく。そういう方向になってきますと、当然そういう実地の管理ではない、官の負担の分が増していく。そこを効率的にやっていくためには、この前も説明しましたけれども、こちらはまだ全部見通しができていないわけではありませんから、とにかく19年度から第一歩を踏み出して、そういう経験を積み重ねたい。これは先ほどの数値化を目標にするということにおいても、同じなんです。

私どもは、前に言わばほかの直轄の公物管理、いろんな施設がありますけれども、その中では先進的な形での取組みをしている分野だと思っておりますので、ただ、そのために乱暴にぼんとやるわけにはいきませんので、やり方なり、手間暇がどのくらい今度かかってくるのかとか、数値化の仕方とか、その辺を私どもも勉強しながらやるために、イ号を対象にして、公募方式というものに、これから挑戦していくんだ。そのために、いろんな経験を積み重ねないと、数値化にしても、できものではないと思っております。これを是非御理解いただければと思います。

落合委員長 だから、今の小川課長と町田調整官の話を総合しますと、国交省としては、

公共サービス改革法の対象にしたような場合に、何しろ初めてのことでですから、それに即応した受託者を的確に管理する組織体制というものが現時点では十分でき上がっていません。したがって、それができ上がることも含めて、まずは随意契約辺りのところから始めていこう。そしてそれらの経験も踏まえて、仮に公共サービス改革法の対象になった場合でも、受託者の管理ができるような組織を築き上げて、それが完成すれば、安心して対象にできますという御趣旨と伺ってよろしいわけですか。

小川公園緑地課長 今、総合評価方式と申し上げました。これは、私どもまず順序としまして、企画競争のための公募をやるということで申し上げましたが、それを数値化なり、ある程度総合評価ができれば、総合評価方式の一般競争入札というものを考えております。

これは、そもそも先ほどのペーパーの「2. 随意契約適正化への取組み」の中で決めておりますので、これは公物としての国営公園、都市公園法で管理に規定がございますが、その中での規定ということで、私どもはこの時点でも、あるいは現時点でも、公共サービス改革法というところまではまだ考えておりませんで、まず企画競争、それから、数値化が可能になったら、総合評価というものに、将来は目指していきたいと思っております。

落合委員長 そうしますと、公共サービス改革法の対象になったことがないから、それに対応する体制は自信がありません、こういうことであろうと思うんですけども、これは今までヒアリングをやっている各官庁が大体言っておられるところで、しかし、公共サービス改革法が国会を通過して成立したということは、簡素で効率的な政府というものをつくり上げていくためには、今までそういうものの経験がないというのは、ある意味では各官庁全部共通なわけですから、もし、そういう論理が通ってしまうと、およそ公共サービス改革法の対象になるものが、なかなか出てこないということになりかねないので、それは私が思うには、公共サービス改革法ができた趣旨、あるいはその法がねらっている趣旨と、非常に矛盾する部分があるのではないかと。

だから、各省とも公共サービス改革法の対象になるのは初めての話なので、それに対して十分な対応ができるかどうか自信がないと言われることは、みんな共通だろう。しかし、そこを踏み出して、やっていきましょうというのが、公共サービス改革法なものですから、したがって、その理由だとすると、もう一つ更に何か補足する、あるいは別途の理由がないと、公共サービス改革法の対象にしないという論理には、なかなかならないような感じが私としては受けるんですけども、その辺のところはいかがですか。

小川公園緑地課長 済みません。先ほどの説明はこの場限りでヒアリングは受けたくありませんという趣旨で説明したのではありませんで、いわゆる運用の観点から御指摘をいただいて、私どもがお答えするという場面は、当然まだあるだろうと思っております。

ただ、趣旨はいかに効率化するというところだろうと思っておりますので、私どもの今の公園管理の手続の中に総合評価の一般競争入札を導入していければ、そういう方向で同じことが実現できるだろうと私どもとしては考えて、まず第一歩を、来年度から公募という形で踏み出すということです。その手続も透明化してやっていきますので、そういうところを見

ていただきながら、是非またこういうところは改善すべきではないかということで、取組みの姿勢を評価していただきたいということでありまして、縁を切っていくつもりは全くありませんので、そこは私どもの取組みをしっかりと評価していただければということでございます。

落合委員長 その姿勢は私も評価したいと思いますけれども、しかし、そこまで透明性あるいは公平性を保っておやりになるというのでしたら、まさにそのためのシステムが公共サービス改革法に用意されているので、それに乘せておやりになるのが筋ではないかなと思いますけれども、どうでしょうか。

小川公園緑地課長 済みません。そこは平行論になってしまいますけれども、公共サービス改革法も確かにそういう特例法でできています。

私どもは、公物管理法としましての都市公園法に基づきまして、しっかりとやってきたわけでありまして、それをより改革しようということでやっております、向かう方向は、より効率的に、しかも公平に、開かれた形でということだと思っておりますので、その方向が合っているということで、こちらを優先しなければいけないんだとか、そういうことを今までやってきた私どもの立場からしますと、アプリアリにはそうならないのではないかと。公物管理の中でしっかりとやっていく道があれば、そこは是非また御意見をいただければと思います。

落合委員長 しかし、その場合でも、透明性の部分は、官庁としては、ちゃんと公平、中立に、効率性を目指してやっていますというのだけれども、それが国民にわかるような形で開示されていく仕組みが用意されているかどうか、公共サービス改革法の対象になる入札と違うのであって、だから、自信がおありになるのでしたら、むしろ公共サービス改革法に乘せてやるというのが、国民もよくわかる形になりますので、つまり本当にそうなんだなということがわかることになりますから、公共サービス改革法による方がいいのではないかなとは思っています。

小幡委員、どうぞ。

小幡委員 公共サービス改革法でなくてもよいというお話については、この法律はより透明性がある制度となっているので、意義はあると思います。

先ほどから公物管理法の話がございしますが、自治体の指定管理者の行えるところと行為の許可のところは、国と違いがございしますね。そのところも、本当にそれでよいのかと申しますか、そこまで国が公物管理でやらなければいけないと守る必要があるのかということもございしますし、そのままだとすれば、公共サービス改革法でやらないと、特定公共サービスにならないので、特例を適用できません。そうすると、公共サービス改革法を使わないと、民間が効率的に管理をしていこうというときに、障壁になってくるのではないかと。先ほど占用許可のことと挙げましたが、そこまでやるのは、指定管理者とかすべてに波及してなかなか難しいということであれば、せめてその辺りは、考える余地があるのではないかと思います。

私は、別に都市公園自身を減らせとかと言っているわけではなくて、都市にとって公園のようなものは非常に大事だと思いますし、必要性もあると思います。ただ、いかに効率的で、利用者にたくさん利用していただけるような、皆さんが満足できるような形で、なるべく安い費用で提供できるかという、そのために公共サービス改革法を使ったらどうかということでございますので、むしろ、より良い形で都市公園をいかに国民に提供するか。そういう観点から是非前向きに考えていただきたいと思います。

落合委員長 恐縮ですが、時間がございませんので、手短にお願います。

近江公園企画官 ただいま小幡先生から占用許可と行為の許可につきまして、御指摘いただいた次第でございますが、占用許可につきましては、先生からもお話がございましたように、河川、道路、公園を通じまして、行政行為の典型的なものでもございまして、いろいろな要素もございまして、そこは議論の対象から外す。それ以外に行為の許可があるので、せめて行為の許可だけでも、委託の対象の中に取り込められるのではないかとということでしたが、一つは指定管理者制度で行為の許可を地方公共団体が条例で決めることになっておりまして、そういったちゃんとした形式も必要でございますし、判断も必要でございますが、委ねることができましたのは、せいぜい都市公園というのは、ある意味では規模も小さくて、そこで行われている行為の許可というのは、物の設置もあまり伴わないようなものでございます。例えば、夏に盆踊りをやりますとか、あるいは朝その地域の方たちがフリーマーケットをやりますとか、そういう形で即座に原状回復がなされるような利用形態は、行為の許可ということで許可しますので、都市公園の規模でありましたら、地方公共団体の方も特定の民間の者に委ねても、適切に管理をしていただけるだろうということでは仕切りができた。

しかしながら、一方、我々が管理します国営公園でございますが、全体は400ヘクタールとか350ヘクタールとか、大規模でございまして、中には山もありますし、あるいは池もありますし、場合によりましたら、川の的なものもございまして、滝もございまして、いろいろな地形的な要因、あるいは面積的な広がり等がございまして、その中で行為の許可ということで行われます行事も、ある意味では入場料を取ったイベントでありまして、たくさんの方が入場者としても来られますし、駐車場のスペースも御使用になられますし、そういった極めて大規模なものが行為の許可ということでは入ってまいります。

小幡委員 今のお話ですが、多分ほかの委員の皆さんも同じことを感じていらっしゃると思いますが、大規模だからというのは理由にならないと思います。

あまり長くなりますと、他の委員からのご質問もあると思いますので結構です。

落合委員長 では、そのポイントはその程度にさせていただいて、榎谷委員どうぞ。

榎谷委員 今、小川課長がおっしゃった総合評価方式をとりあえず考えているということですが、「市場化テスト」が嫌われる理由というのは、どういう理由なんですか。

私は正確に総合評価方式と「市場化テスト」を十分に理解しているわけではないのですが、新しい制度で非常によい制度だと思っています。何でいきなり「市場化テスト」

にいかないで、総合評価にいかねばいけないのか。いかねばいけないかどうかわかりませんが、「市場化テスト」の欠点がもし何かあるのであれば、教えていただきたいと思います。

小川公園緑地課長 先ほど、落合委員長も自信があれば「市場化テスト」をやられたらいいのではないですかと言われまして、同じ御趣旨だと思いますけれども、私どもは今すぐに総合評価方式なり「市場化テスト」なりに移行できる自信は持っておりません。これは数値化というところが非常に難しいです。

榎谷委員 それにはまず公募をやりますと。そこで経験して、そこから、総合評価とおっしゃったので、経験した後、総合評価ではなくて「市場化テスト」にいったらどうですかということを言っているわけです。そこにいけない理由は、何かあるのかなと思いました。

小川公園緑地課長 これは繰り返しになってしまいますけれども、私どもとしましては、こういうところで取組みを始めて、しかも、情報公開などがありますので、また、こういう場でも御議論いただきながら、しっかりと取組みを始めております。それが何年かの積み重ねによって、ある程度めどがついたときに、では、次の段階に、一般競争を総合評価でやりましょうというのは、今それを目標に取り組んでいるところでございますので、「市場化テスト」でないと言われますと、それはどうしてその取組みを評価いただけないのかなということをお願いしたかったところなんです。

榎谷委員 そうなんです。私は十分知っているわけではありませんが「市場化テスト」の制度ができたので、総合評価ではなくて「市場化テスト」の方がいいような気がするんです。なぜ一旦総合評価の方を検討されているのか、それがよくわからないということです。

小川公園緑地課長 これは今の管理体制とも関連しまして、まず先ほど言いましたように、実地管理の体制は持っていないわけですので、極めて少ない人数でやっている。それをとにかく公募方式なり、企画競争なり、総合評価なりをやると、当然こちらの、実際の国の役人の手間暇がかかってくるわけです。その体制について、どうするかというめどもまだないわけですし、業務が増えてくるものに対して、人員増を認められるかどうかという問題もございます。片方でいいことをやりますと、片方でそういう組織、今、最小限でやっている体制について、どうやって見直していくのか、最低限今度増になる分をどうするかと、そういうところも見えてまいりませんので、業務をやりながら、その辺も見極めながら、総合評価にしましても、こういう体制ならやれるという体制も併せて見極めつつ、そういう方向に持っていきたいと思っております。

落合委員長 勉強してみて、ある程度慣れないと「市場化テスト」はおよそ念頭外ですというのは、少なくとも公共サービス改革法が考えている趣旨とは違うということであり、私は我が国の役所、お役人さんは、非常に優秀なので、初めてやる政策であっても的確に今までこなしてきたわけだから、何もこれに限って勉強しなければだめだというのは、私

はどうも説得力がないのではないかなと思っています。

時間がきましたので、まだまだ議論したいところですけども、これでヒアリングを終了したいと思います。是非前向きに御検討のほどお願いいたします。今日はありがとうございました。

(国土交通省関係者退室)

落合委員長 本日のヒアリングで御質問できなかった点が多々あると思いますので、これは事務局の方に御連絡をお願いいたします。

続きまして、統計部会での審議経過につきまして報告がございます。

斉藤部会長、お願いいたします。

斉藤委員長代理 それでは、統計部会の報告を簡単に申し上げます。

当部会では、10月12日と11月1日の2回にわたりまして、統計調査関連業務の民間開放について、総務省統計局、統計センターのほか、指定統計を所管する厚生労働省、経済産業省、国土交通省、農林水産省、文部科学省、財務省、国税庁のヒアリングを行いました。

部会での審議内容について、委員会に報告を申し上げたいと思います。

まず、総務省は10月6日に公表いたしました民間開放の計画について、以前にご説明したとおり、統計部会の要請を受けて、地方自治体の意見、要望を聴取しているところでございます。その聴取状況についての御報告がありましたけれども、地方自治体から具体的な提案を受ける状況には至っていないようです。

統計センターについては、3月末の閣議決定の具体化に向けて、民間開放の実施のために必要な方策について検討しておりまして、とりまとめ案についての御説明がありました。

平成19年度には、調査票の受付、入力業務の民間開放、符号格付事務、これは職業などの符号を付けるやり方です。これについての試行的な民間開放を実施するとともに、それ以外の業務については、民間開放に対する考え方を整理して、平成19年度に行われる組織業務の見直しに資することとしたいという案でございます。

部会では、民間開放が難しいことを整理するだけでなく、民間事業者の活用について、もっと工夫していくべきであるという議論がございました。また、各府省から所管する指定統計調査については、各府省が直接実施しているもの、地方の地方支分部局を通して実施しているもの、それから、法定受託事務として、地方公共団体を通して実施しているものなど、さまざまな系統で実施されております。民間開放については、各府省とも総務省の試験調査の結果等を踏まえて、統計の正確性の確保、秘密の保護等に留意しながら検討していきたいとしております。

統計部会としては、基本方針の改定に向けまして、各府省には総務省政策統括官室等が中心となって行う統計調査の民間開放のガイドラインの改定に合わせて、公共サービス改革法に基づく対象業務とすることが適切な統計調査業務の洗い出しを含め、民間開放に向けて、具体的方策を検討するという方向で調整していきたいと考えております。

次回の統計部会は、11月16日に開催し、総務省統計局統計センター、総務省政策統括官室からヒアリングをいたします。

統計部会の審議について、何かありましたら、事務局に資料の要求をしていただきたいと思います。お願いいたします。

報告は以上でございます。

落合委員長 ありがとうございました。それでは、今後とも引き続きよろしくお願いいたします。

次回の委員会の日程は、追って事務局から連絡があるということです。

本日はありがとうございました。